

南牧村立南牧小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月改正

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1)いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2)いじめに対する基本的な考え方

「いじめはどこの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- ① いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- ⑤ 日頃から、子ども、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。

①常時指導の充実

- ・児童が学校で過ごす全ての場面において、「お互いを大切にする指導」を行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校づくりをする。

②人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

③道徳教育の充実

- ・道徳科や全ての教育活動において、道徳的実践力を高めるとともに豊かな心を育てる。

④特別活動の充実

- ・別紙「南牧小学校児童会いじめ防止活動年間計画」にしたがい児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ・児童が主体的に行う活動を支援し、いじめにつながるような学級や学校の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れ、よりよい人間関係づくりを行う。
- ・縦割り活動や他校との交流、校外における自然や文化などに親しんだり、他地域の人と関わったりする活動を通して互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く。

(2)学級経営の充実

①少人数を生かした学級づくり

- ・児童の実態をきめ細かに把握し、一人一人が役割をもち活躍できたり、それを認めたりできる学級づくりに努める。
- ・一人一人の特性に応じた指導・支援に努める。

②学習指導の充実

- ・「分かる」「楽しい」授業作りに努める。

- ・児童が主体的に取り組む授業の工夫
- ・考える時間の確保・意見を発表し話し合える場の設定（言語活動の充実）
- ・個に応じた指導の工夫
- ・「南牧小学校みんなのやくそく」の徹底
- (3) 職員研修の充実、相談体制の整備
 - ・スクールカウンセラーの活用
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめ対策
 - ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を推進する。
- (5) 地域や関係機関との連携協力体制の整備
 - ・学童、中学校との情報交換を行う。

3 いじめ早期発見のための取組

いじめの早期発見のために、状況に適合した最善の手段を講じる。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。
- (2) 子どもの行動を注意深く見守る。

児童の休み時間や放課後の活動の中で児童の様子に目を配ったり、毎月1回実施のいじめアンケートやノート、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。
- (3) 保護者や地域、関係機関との連携

児童・保護者・学校の信頼関係を築き円滑な連携を図るとともに、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠意ある対応に努める。また、学童や民生児童委員等との情報交換、共有に努める。

4 いじめ解消のための取組

いじめ解消のために、全職員が事案を共通理解し早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) 情報収集を綿密に行い、いじめられている子どもやその保護者の立場に立って、事実発生後できるかぎり迅速に事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会が対応を協議し、的確な役割分担をして解消にあたる。
- (3) いじめている側の児童に対しては、行為の重大性を理解させ反省・謝罪させるとともに、成長支援の観点から指導を行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (5) 家庭に問題がある場合は、民生児童委員と連携を図る。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

5 学校におけるいじめ防止等のための組織

(1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導会議」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置し、

必要に応じて委員会を開催する。

(2)教育委員会や家庭、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、教育委員会に報告するとともに、状況によっては、緊急の生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

校長は敏速に支援体制をつくり対処する。

参加メンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、生徒指導主任、当該学級担任、PTA 会長、磐戸駐在、主任児童委員、区長会長、青少年健全育成連絡協議会長

6 重大事態への対処

(1)重大事態の定義

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、コロナウイルス感染者及び濃厚接触者へのいじめが生じた場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発生した場合等）
- ②いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席する（月 6 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、南牧村教育委員会に速やかに報告する。
- ②南牧村教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対して、誠意をもって対応するとともに、事実関係その他の必要な情報を個人情報保護条例を踏まえ、他の児童生徒のプライバシーに配慮して適切に提供する。
- ⑤マスコミ対応については、窓口を一本化し、疑惑を生まない徹底した情報開示に努める。その際、迅速な意思決定と誠意ある対応、記者との信頼関係づくりに心掛け、社会的視点からの判断と学校のイニシアチブに基づき、迅速なポジションペーパーを作成し、報道機関に情報提供する。